

## 【7】摩訶迦旃延 (Mahākaccāna) の生涯と 持律第五白四羯磨具足戒法の制定

はじめに

以上考察してきたように具足戒法は「十衆白四羯磨具足戒」によって完成し、律蔵のいう正式なサンガはこれによって成立した。この具足戒法とサンガは東・南アジアの釈迦仏教圏では釈尊滅後今日まで連綿として伝えられてきており、現在においてもこれが行われている。しかし釈尊在世中のことであるが、後に辺国では10人以上の比丘をそろえることが難しいとして、地方のみに許された5人以上の衆による「持律第五白四羯磨具足戒法」（以下「持律第五」と略称する）が許された<sup>(1)</sup>。これは釈尊の教えが仏教中国からその枠外の地方へと広まったことを意味する。教団史的に言えば釈尊教団がインド各地に拡大し、地方にサンガが形成されたことになる。

ところで地方のみに許された具足戒法である「持律第五」は、マハーカッチャーナ (Mahākaccāna, Skt. : Mahākātyāyana。摩訶迦旃延、大迦旃延、大迦多演那などと音写される。以後は摩訶迦旃延あるいは略して迦旃延を用いる) がアヴァンティ国 (Avanti。阿槃提、阿雲頭などと音写される。以後アヴァンティを用いる)<sup>(2)</sup> に布教に出て、そこで弟子となったソーナ・クティカンナ (Sona Kuṭikaṇṇa、あるいはソーナ・コーティカンナ Soṇa Koṭikaṇṇa) が具足戒を受けようとしたが、アヴァンティ国では正式の「十衆白四羯磨具足戒」を受けるための10人の比丘が揃わなかったために3年(6年あるいは7年とするものもある)もの間待たなければならなかったということを因縁として制定されたとされる。

本章では、摩訶迦旃延の生涯の概略を考察しながら、地方での持律第五白四羯磨具足法が制定された経緯と年次を考える。これは釈尊教団形成史を考える上では、仏教中国以外のたとえばデカン高原部など地方に、いつごろ仏教が伝えられ、それがどのような状況であったかということを知る上で重要な課題といえるであろう。

このように「持律第五」の制定には摩訶迦旃延が密接に関係する。舞台裏を明かせば、本章はそもそもは摩訶迦旃延の生涯をさぐるために書いてあった原稿を、摩訶迦旃延はこの「持律第五」の制定に密接に関連するがゆえに、本稿に組み入れたものである。そして実は第【9】章に論じる波羅夷罪第1条制定に関するものも、釈尊がヴェーランジャーで雨安居を過ごされたその年度を検討するために書いてあったものを本稿に組み入れることにしたので、「緒言」にもお断りしたように、これらは本稿のために書き下ろしてきた前章までとは少々主題のおきどころと形式を異にするところがある。今はこれらを全面的に書き直す余裕がないのでそのままとしたい。読者諸賢には何とぞご寛恕願いたい。

(1) 日本では東大寺、下野の薬師寺、筑紫の観世音寺を天下の三戒壇と呼び、このうち東大寺は中国戒壇、他は辺国戒壇と呼ばれるのはこれによったものである。

(2) アヴァンティ国の首都はウッジェーニー (Ujjeni) であるが、このウッジェーニーは『根

本有部律』では舍衛城、王舎城、コーサンピー城と並んで「四大城」とよばれている。『根本有部律』「(比丘尼)波羅市迦 001」(大正 23 p.908 上)、『根本有部律』「出家事」(大正 23 p.1020 下)、『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.297 下)

## [1] 摩訶迦旃延の生涯の主な事績

以下にはまず摩訶迦旃延の生涯の主な事績について A 文献を中心に、しかし A 文献には具体的な年次を考えるための直接的な材料が決定的に乏しいので、B 文献や C 文献をも併せて資料を紹介しつつ、メルクマールとすべき年代について調査する。

[1-1] まず摩訶迦旃延の出自についての資料を紹介する。A 文献と呼ぶにはふさわしくないが、一応パーリのクツダカ・ニカーヤに収められている *Apadāna* は摩訶迦旃延の偈として次のようにいう。なおウツジェーニー(優禪耶尼、嚙逝などと音写される。Ujjeni) はアヴァンティ国の首都である。

最後生においてウツジェーニーの都 (Ujjeniya pura) においてチャンダ・パツジョータ王 (Pajjota Caṇḍa) のプローヒタ (輔相) であった再生族ティリーティヴァッチャ (Tiriṭivaccha) の子に生まれ、賢明にしてヴェーダに通じ、母はチャンダパドゥマー (Candapadumā)、姓はカッチャーナ (Kaccāna) で勝れた皮膚をもっていた (1)。

また B 文献であるが *Therag.-A.* や *AN.-A.* も

ウツジェーニーのチャンダ・パツジョータ王のプローヒタの家に生まれた (Ujjeniyam rañño Caṇḍappajjotassa purohitassa gehe nibbatti)。肌が金色 (kañcana) をしていたことと、そのゴッタ (姓) が Kaccāna であったことからカッチャーナとよばれた。彼はヴェーダを学び、父の死後プローヒタを継いだ (2)。

とする。これらは南伝伝承と呼ぶべきものであるが、北伝伝承と呼ぶべきものには、

『雜寶藏經』：迦旃延は悪生王 (Caṇḍapajjota パツジョータ王をさす) 国の婆羅門種で、仏命を受けて帰国し、国王および人民を教化した (3)。

*Mahāvastu* : アヴァンティ (Avanti) 国にマルカタ (Markaṭa) という町があり、そこに一人の富裕なバラモンが住んでいた。彼はウツジェーバカ・トーナーハーラカ (Ujjhebhaka Toṇehāraka) 国王の国師で、カーティヤーヤナ (Kātyāyana) 姓に属し、二人の息子がいた。一人はナーラカ (Nālaka) といい、他はウツタラ (Uttara) といい。ウツタラが年長、ナーラカが年少であった。彼らの母方の伯父はアシタ (Asita) といい、ヴィンディヤ (Vindhya) 山脈の隠所に五百人の弟子たちと住んでいる仙人であった。2 人はそこでヴェーダを学んだが、ナーラカのほうが優秀であった (4)。

『仏本行集經』：そのとき南天竺に阿槃提という国があり、その中に獼猴食 (Markarakṣṭa ārāṇya) と名づけられた聚落があった。その聚落に姓を大迦旃延という巨富の婆羅門があり国大師となっていた。その第 1 子は他国に遊学に出て、刻苦勉強してヴェーダその他を学んで帰ったが、第 2 子的那羅陀は一瞬にしてこれを学ん

でしまったため、兄の不興を買って南方に行き、優禪耶尼城の近くの頻陀山に住む那羅陀の外舅である阿私陀となづける老仙人の弟子となった。

那羅陀は後に大迦旃延とよばれ、世尊は彼を「捷利にして義を取り、広説あるを聞いて悉くよく理解し、少しく聞いて他のために広く分別して説く最第一である」と記された<sup>(5)</sup>。

とするものがあり、南伝伝承とは趣が異なるが、いずれも迦旃延はアヴァンティ国のウツジェーニー出身であるとする。*Mahāvastu* の別の箇所では、「ウツジェーニー (Ujjeni) の富裕バラモンの子アシタ (Asita) 仙人は、ヴィンディヤ (Vindhya) 山脈の住居に 5,000 人の弟子及びカーティヤーヤを姓とするナーラカ (Nālaka) と住んでいた」<sup>(6)</sup> とするのみで、ナーラカの出身地にはふれないが、多くの伝承ではナーラカはアシタ仙人の妹の息子 (すなわち甥) とするから、これも資料の 1 つに加えておいてよいであろう。

このようにこれらは迦旃延がアヴァンティ国のウツジェーニーの生まれであったとする。いずれも確たる史実に基づいたものではないであろうが、「持律第五」制定の因縁では、迦旃延はアヴァンティ国に布教したとされ、これも迦旃延がアヴァンティ国とは格別の関係を有していたことを示す資料と見てよいであろうから、強いて否定する理由もないのでこれを信認しておきたい。

- (1) 003-054-528 p.465
- (2) *Therag.-A.* vol.II p.207, *AN.-A.* vol.I p.206
- (3) 大正 4 p.489 中
- (4) vol.III p.382, Jones III p.379、平岡・下 p.454
- (5) 大正 03 p.825 上
- (6) vol.II p.030, Jones II p.027、平岡上 p.281

[1-2] 次に釈尊の教えのもとでの出家についての資料を紹介する。なおここには釈尊が誕生されたときアシタ仙がその相を占ったというものも含める。上述のように摩訶迦旃延はアシタ仙の弟子でその甥ともされ、その勧めで出家したとする資料も多いからである。いずれも古い文献ではないが、一応 A 文献に属するものは〈 〉のなかに番号を付して紹介し、B 文献に属するものは斜体の〈 〉のなかに番号を付して紹介する。また同じ 1 つの文献にアシタ仙の占相と迦旃延の出家が別の場所に記されている場合があるが、これらについては併せて 1 つの伝承として扱い、同じ番号のもとで紹介する。

#### A 文献

- (1) 摩訶迦旃延は兜率天から生まれて、カッチャーナを姓とするバラモンの家に生まれ、ヴェーダに通じた。後に出家して羅漢となって、彼は簡潔に説かれた問いを詳細に説き (saṃkhittēnāpi pucchante vitthārena kathem' ahaṃ)、仏は彼を比丘サンガの最上位に置いた (bhikkhusaṅghe nisīditvā etadagge ṭhapesi maṃ)。 *Apadāna* 03-04-033 (p.084)

カッチャーナ (Kaccāna) は仏を観察せんがために大地の守護者によって遣わされて (bhūmipālena pesito) 導師を見、悪趣の泥を乾かず無垢の言葉を聞いて、500 人とともに (satehi saha pañcahi) 不死の門を逮得した。 *Apadāna* 03-54-528 (p.465)

- 〈2〉雪山の辺りの分彌河<sup>(1)</sup>の側に劫比羅という仙人の住処があり、この近くに阿私多という婆羅門仙人がいて、この仙人が「釈尊の誕生を在家であれば転輪聖王となり、出家すれば仏となる、と占った」と大評判であった。『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004」(大正 23 p.716 上)
- 〈3〉雪山の辺りの分鹽河<sup>(2)</sup>の側に劫比羅という仙人の住処があり、この近くに阿私多という婆羅門仙人がいて、この仙人が「釈尊の誕生を在家であれば転輪聖王となり、出家すれば仏となる、と占った」と大評判であった。『根本有部律』「(比丘尼) 泥薩祇波逸底迦 004」(大正 23 p.947 下)
- 〈4〉阿私陀仙は菩薩が十九で出家し六年苦行して甘露果を得ると知り、自らが先に没するためその法を聞けないと知って涙を流した。阿私陀仙は葦陀山で死亡した。その弟子の中に那羅陀があり、姓を迦旃延といった。仏正覚ののち弟子となり、大迦旃延と呼ばれた。『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.109 下)
- 〈5〉那刺陀仙人は世尊の所に来て出家を願い出た。仏は「善來比丘戒」によって出家させた。仏は迦多演那の姓をもって名となされた。そこで彼は迦多演那と呼ばれるようになった。そのとき嚙逝国に疫病が流行って多くの人々が死に、猛光王(チャンダパッジョータ)や国人は憂い悩んでいた。そこで世尊は迦多演那を派遣した。彼はその途中建拏鞠社国に寄り、妙髪という娘の供養を受けた。この娘は後に猛光王の后となった。迦多演那は嚙逝国に行き王の大いなる供養を受け、疫病は悉く消除した。『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.304 下)

## B 文献

- 〈1〉([1-1] に紹介した文章に続けて) チャンダパッジョータ王はブツダが世に出現したことを聞き、彼に「行って師主をここにお連れせよ」と派遣した。彼は他の 7 人と共に師主のもとに行き、ブツダの教えを聞いて阿羅漢果を得て、「善來比丘戒」によって具足戒を得た。そしてパッジョータ王の意を伝えたが、世尊は「あなたが行けば王は喜ぶでしょう」と答えられた。このようにしてアヴァンティに教えを確立させ、再び彼は師主のもとに帰った。 *Therag.-A.* (vol. II p.207)
- 〈2〉上記と同様の趣旨を記すがこの他に、帰国の途中でテラッパナーリ (Telappanāli) という町で貧しい少女の布施を受けるが、この少女が後にパッジョータ王の后となること、王は王園に精舎を建て長老たちを供養したこと、彼の説法によって多くの者が出家して町全体が袈裟色になったことが書かれている。そして長老はアヴァンティに信仰をもたらし、再び彼は師主のもとに帰った (Ujjeninagaraṃ pasādetvā puna satthu santikaṃ gato)。後に師主は祇園精舎に住しつつ、長老を簡潔に説かれたものを詳細に説く第一に置かれた (saṃkhittena bhāsitaṃ vitthārena atthaṃ vibhajantānaṃ aggaṭṭhāne ṭhapesi)。 *AN.-A.* (vol. I pp.206~209)
- 〈3〉カーラデーヴァラ (Kāḷadevala アシタ) という行者が三十三天において、浄飯大王に王子が誕生したという話を聞き、急いで天人の世界を下りて王宮に入り、王子を礼拝した。菩薩の相好の完全に具わっているのを見て、「必ず仏となられるであろう」と知って涙を流した。この子が仏となったときには生きていないと知ったからである。

そこで彼は自分の親族の中で誰が仏を見ることができるだろうかと考えて、妹の子のナーラカを出家させた。ナーラカは釈尊が正覚を開かれたときに来て、「ナーラカ道 (Nālakapaṭipadā)」を説かれるのを聞いて、再び雪山に入り阿羅漢果を得た。そしてただ7カ月のあいだ生命を保つてのち無余涅槃界に入った。 *Nidānakathā* (*Jātaka* vol. I p.054)

〈4〉アシタ (Asita) 仙人とナーラカ (Nālaka) は菩薩誕生の時、大地の震動と大光明を見た。シュッドーダナ (Suddhodana) 王に王子が生まれたことを天眼で知り、この子供を見たいと思い、カピラヴァストゥ (Kapilavastu) に至って王宮の門に立った。仙人は「この子は出家して仏となる」と占相し、隠棲処に戻るとカーティヤーヤを姓とするナーラカ<sup>(3)</sup>に、仏のもとで梵行を修せよと命じた。 *Mahāvastu* (vol. II p.030, Jones II p.027, 平岡・上 p.281)

〈5〉ナーラカは父のもとに帰ると、「世に仏が出現されたら、行って出家しなさい」と言われた。彼はヴィンディヤ山に行って出家した。釈尊が正等覚し鹿野苑リシヴァダナで初転法輪されると、アシタ仙に「行って弟子となれ」と言われて行った。……龍王の因縁……。ナーラカ・カーティヤーヤナは世尊に入門を乞い、世尊は「来たれ、比丘」と呼びかけた。これが彼の受具足戒であった。 *Mahāvastu* (vol. III p.382, Jones III, p.379, 平岡・下 p.454)

〈6〉阿私陀仙人は侍者の那羅陀を連れて浄飯王のところに行って太子の相好を見、仏になることを予言して、自分が老齢になっていることを嘆いて、弟子たちに出家して弟子になるよう遺言した。しかし那羅陀は名聞を得たことを貪って仏法僧を信じようとはしなかった。『仏本行集経』 (大正 03 p.692 下)

阿私陀と那羅陀は共に波羅捺城外に移り住んだ。阿私陀は「仏いま出世したまう。汝は出家して梵行を修すべし」と教えたが間もなく命終した。那羅陀は阿私陀の名聲を一身に引き継いだため、世の利養名聞に貪著して仏法僧あるを信じなかった。そのあと那羅陀は摩伽陀国に行き、さらに名称が上がったが、龍王の説く二偈を理解できなかったため、ちょうど正覚を証して波羅捺城鹿野苑におられた世尊のところに行って教えを聞き、これを機縁として「善来比丘戒」で具足戒を得て、久しからずして阿羅漢果を得た。世尊は大迦旃延を「捷利にして義を取り、広説あるを聞いて悉くよく理解し、少しく聞いて他のために広く分別して説く最第一である」と記された。このようにして世間に 92 阿羅漢が存在することになった。第 1 は世尊、後に五比丘、耶輸陀、耶輸陀の朋友、いわゆる無垢・善臂・満足ならびに牛主等、耶輸陀の他方より来た 50 人の商主、長老富楼那弥多羅尼子およびその朋友 29 人と長老迦旃延である<sup>(4)</sup>。

『仏本行集経』 (大正 03 p.825 上)

〈7〉それからまた大仙人アシタ (Asita) は妹の子のナラダッタ (Naradatta) 童子にこのように言った。「ナラダッタよ、お前が『ブッダが世間に出現した』と聞くことがあれば、その時お前は行って、彼の教えのもとで出家学道せよ」と。 *Lalitavistara* (第 7 章 73 偈) (Lef. p.108, 外蘭幸一『ラリタヴィスタラの研究・上』 (大東出版社 平成 6 年 2 月) 梵 p.490、訳 p.845。以下「外蘭」と記す)

- 〈8〉雪山に阿夷頭と名づける有仙梵志があり、太子の三十二相を見て自分は仏を見ることのできないと悲しんだ。『普曜経』 (大正 03 p.495 中)
- 〈9〉阿斯陀仙と外族の那羅童子は雪山に住んでいた。彼らは太子が生まれたことを知ってやってきた。阿斯陀仙は太子の相好を見て仏になることを知り、自分が年老いて会えないことを嘆き、那羅童子に出家して弟子となるようにと言った。『方広大莊嚴経』 (大正 03 p.556 中)
- 〈10〉アシタ仙人は太子の相を見て仏になるのを知り、自分が仏に会えないのを悲しんだ。仙人は帰ると妹の子に会い、未来の聖者の弟子になるように命じた。 *Buddhacarita* 01-49~81 (梶山雄一他訳『原始仏典 10』講談社 1985年12月 p.010)
- 〈11〉阿私陀苦行仙人は太子の相を見て仏になることを知り、自分は仏に会えないと涙を流した。『仏所行讃』 (大正 04 p.002 下)
- 〈12〉阿私陀仙人は太子の相を見て、仏に会うことができないと涙を流した。山中に帰ると、弟子たちに釈尊のもとで出家修行するようにと遺言した。弟子の中の1人の曩羅那はそれを願った。彼は姓を迦底といい、仏は法の要を開示し、寂滅の樂を得たので、大迦底と名づけられた。『衆許摩訶帝経』 (大正 03 p.940 下)
- 〈13〉阿夷道人は三十二相を見てこの人が仏になるまで待てないと悲しんだ。『異出菩薩本起経』 (大正 03 p.618 上)
- 〈14〉阿私陀仙人は太子に三十二相が備わっているのを見て、必ず出家して正覚を成ずると予言し、それまで生きていないと涙を流した。『過去現在因果経』 (大正 03 p.627 上)
- 〈15〉香山に阿夷道士という者があり、空を飛んでやってきて太子の三十二相を見て、仏の説法に会うことができないと悲しんだ。『修行本起経』 (大正 03 p.464 上)
- 〈16〉阿夷道人は三十二相を見て仏に会えないと涙を流した。『太子瑞応本起経』 (大正 03 p.474 上)
- 〈17〉阿夷は仏の三十二相を見て必ず仏となることを知り、自分が仏と会えないことを悲しんだ。『仏本行経』 (大正 04 p.060 中)

なおC文献であるが、*Bigandet* (vol. I p.040) には、

カーラデーワラ (Kaladewila) と呼ばれている有名な仙人があった。彼は菩薩が生まれたことを知って三十三天からおりてきて王子を見、この子が仏になることを知って、自分がその説法を聞けないことを嘆いた。そこで自分の甥のナーラカを呼んで出家させた。ナーラカはブッダが正覚を得るとその法を聞き、幽居に帰って修行に励み、阿羅漢果を得た。そして7ヵ月ののち涅槃に入った。

とされている。

以上、広説第一と謳われる摩訶迦旃延が釈尊の弟子となった因縁と、釈尊の誕生を占ったアシタ仙の因縁と、その弟子であり甥でもあったカッチャーナ姓のナーラカの因縁に関する記述を紹介した。これらは大きく次の4タイプに分類することができる。

まず第1のタイプは、広説第一と謳われる摩訶迦旃延とアシタ仙の甥のカッチャーナを結びつけないもので、資料番号でいえば、〈1〉 Apadāna、〈1〉 Therag.-A.、〈2〉 AN.-A.、〈3〉 Nidānakathā であって、これらはすべてパーリとそのアッタカターであるから、南伝

伝承とってよいであろう。〈1〉と〈1〉〈2〉は摩訶迦旃延がウツジェーニーの王から派遣されて仏に会い、出家したとするものであり、〈3〉はアシタ仙の甥のナーラカに言及するものであるが、彼は雪山に帰って阿羅漢果を得て7ヵ月の後に無余涅槃界に入ったとされているから、ナーラカが摩訶迦旃延と同定化されていないことは明らかである。なぜなら後述するように、摩訶迦旃延は釈尊が亡くなった以後にもまだ生存して、マドゥラー (Madhurā マトゥラー Mathurā と同) 地方に布教しているからである。C文献の『ピガンデー』も同じである。

第2のタイプは広説第一と謳われる摩訶迦旃延とアシタ仙の甥のナーラカすなわちカッチャーナを同定するもので、次のようなものがある。まずA文献では、資料番号でいえば〈2〉〈3〉〈4〉〈5〉であってすべて『根本有部律』である。またB文献の〈4〉〈5〉は *Mahāvastu* であって、この2つはアシタ仙の甥のナーラカに言及し、その姓をカーティヤヤナとするが、必ずしもこれを後の摩訶迦旃延と同定してはいない。しかしその類書といえる〈6〉『仏本行集経』は明確に同定しているから、この2つもこのタイプに属するとしてよいであろう。〈12〉『衆許摩訶帝経』もこのタイプに属する。

第3のタイプはアシタ仙とナーラカを出す、その姓にもふれず、したがってこれが後の摩訶迦旃延であるかどうか明言しないものであって、〈7〉 *Lalitavistara*、〈9〉『方广大莊嚴経』がこれに属する。〈8〉『普曜経』にはナーラカも登場しないが、これらは同系統の文献であるから、これも含めておこう。さらに〈10〉 *Buddhacarita* があり、〈11〉『仏所行讚』にはナーラカのことには触れられていないがこれも含めておく。

そして第4のタイプは、アシタ仙の占相のことに触れるのみで、ナーラカについてはもちろん摩訶迦旃延にもふれないものである。〈13〉『異出菩薩本起経』、〈14〉『過去現在因果経』、〈15〉『修行本起経』、〈16〉『太子瑞応本起経』、〈17〉『仏本行経』がこれに属する。

なお余談であるが、〈5〉『根本有部律』「雑事」には、大迦多演那が疫病のはやる嘔逝国に行く途中で建拏鞠社国に立ち寄り妙髪という娘の供養を受けたが、この娘が後に猛光王の後となったという話があり、これは〈2〉のAN.-A.の、同じくウツジェーニーに行く途中でテーラッパナーリ (Telappanāli) に立ち寄って貧しい娘の供養を受け、その娘が後にパッジョータ王の後になったという話とよく似ているので興味をそそる。『根本有部律』の説話とパーリのアッタカターの説話に共通するところが見いだされるのはこれだけではないので、『根本有部律』とパーリのアッタカターの間には何らかの接触があったのであろう。

以上のように、広説第一と謳われる摩訶迦旃延とアシタ仙の甥のカッチャーナにまつわる因縁譚にはいくつかのタイプがあるのであるが、特にここで問題となるのはアシタ仙が釈尊の誕生を占ったときにいたナーラカと摩訶迦旃延が同一人物かそれともそうでないかということである。大ざっぱに言えば、南方伝承では広説第一の摩訶迦旃延とアシタ仙の甥のカッチャーナは同定されていないが、北伝伝承では同定する傾向があるといつてよいであろう。

もちろん確たる証拠はないが、蓋然性としては南方伝承のほうに理があるように考えられる。第1の理由は、釈尊が誕生したときにナーラカは出家しており、アシタ仙の弟子であったとするなら、その時点でナーラカはすでに成人ないしはそれなりに成長していたはずであつ

て(5)、釈尊よりもかなりの年長でなければならないことになる。しかるに先にも触れたように、彼は釈尊の入滅後も生存してマドゥラー周辺を教化している。釈尊は80歳で入滅されたが、摩訶迦旃延は100歳ほどになってなお元気であったことになるから、やはり理にあわないといわざるをえないであろう。

第2の理由は、これまた次項以降で述べるように、摩訶迦旃延がアヴァンティ国と密接な関係があり、それ故にこそ摩訶迦旃延の出身地はアヴァンティであるという伝承が生じたものと考えられることである。しかしながら、北伝伝承の傾向としては、アヴァンティとの関係はむしろアシタ仙のほうであり、ここに摩訶迦旃延が登場するのは、このアシタ仙の弟子にナーラカというものがあって、これがカッチャーナという姓であったとされるからである。もともと南伝伝承のように、ナーラカと摩訶迦旃延は別人であったのに、カッチャーナという姓がナーラカと摩訶迦旃延を同定化することに働いたのではないかと思われる。その証拠として北伝伝承にもナーラカと摩訶迦旃延を同定しない第3のタイプと第4のタイプがあることが上げられるであろう。第2のタイプとしてあげた〈4〉〈5〉の *Mahāvastu* はナーラカと摩訶迦旃延を同定しないタイプであるが、〈6〉の『仏本行集経』と同じと解釈してここにあげたのであり、むしろ〈6〉の『仏本行集経』を〈4〉〈5〉の *Mahāvastu* と同じと見て、第3のタイプとしてもよいのである。このように考えると、第2のタイプは必ずしも多くないことになる。

以上のような理由から、摩訶迦旃延とアシタ仙の弟子のナーラカは同一人物ではないと結論すべきであろう。そしてこういう結論を採用すると、〈6〉『仏本行集経』においては摩訶迦旃延の出家は、五比丘やヤサとその友人たちなどが出家して解脱し、世に阿羅漢が何人となったという流れに組み込まれているが、このように考える必要はないということになる。アシタ仙の因縁と摩訶迦旃延をつなげて理解しようとすると、摩訶迦旃延の出家受戒は釈尊が成道してからそれほど時間を空けることができないことになるが、このナーラカと摩訶迦旃延が別人であれば、その出家をもっと自由に考えることができる。

それでは摩訶迦旃延の出家は何時の頃であったのであろうか。南伝伝承を中心に考えてみると、ウッジェーニー王が仏が世に出現したという噂を聞いて摩訶迦旃延らを派遣したとされている。王が派遣したかどうかはともかくとして、摩訶迦旃延が釈尊に会ったのは、おそらくデカン高原にあるアヴァンティ国まで、釈迦牟尼仏の評判が伝わり始めてから以降であったであろう。舎衛国と釈迦国は非常に緊密であったはずであるのに、仏が世に出られたということを聞いたのは、舎衛国の給孤独長者がたまたま王舎城に来た時であったというのであるから、それ以前ではありえないであろう。祇園精舎はそれから2年後に完成し、釈尊教団に寄進された。釈尊48歳＝成道14年の前半期（成道後第14回目の雨安居前）のことであった。アヴァンティに釈尊の噂が伝わったのはそれ以降のことであったと考えなければならない。

また地理的にはコーサンビーは仏教中国に属するが、アヴァンティは辺国であるとされるのであるから、コーサンビーに精舎が建設され、ここに釈尊が初めて訪れられたよりも後であるとも考えなければならない。それは成道21年の前半期（第21回目の雨安居前）＝釈尊55歳よりも後ということになる。しかしこれよりも後に摩訶迦旃延が出家したとすれば、

釈尊の布教活動のちょうど半ば頃ということになり、摩訶迦旃延の釈尊教団の中での位置を考えると少し遅きに失するかもしれない。

もっともアヴァンティ国とマガダ国は古くからの交渉があった。例えば「衣韃度」にはジーヴァカの初期の詳しい医療活動のことが記されており、ここではパッジョータ王はビンピサーラ王に使者を送り、ジーヴァカは派遣されてウッジェーニーまで行って、王の病気を治療したとされている<sup>(5)</sup>。しかしこのことと釈尊の教えが伝わるのとは別問題と考えなければならぬであろう。

このようにいくつかの要因を重ね合わせた上で判断しなければならないから、今はこの辺で止めておきたい。

- (1) 国訳 20 の p.013 の註 (3) では『五分律』「受戒法」(大正 22 p.101 中) の傍耆羅河にあたるとしている。国訳 14 p.002 の註 (8) では Bhagirathī とし、『本行集経』(大正 3 p.675 中) の婆耆羅洹河、『衆許摩訶帝経』(大正 3 p.937 中) の婆儼囉河を支持している。
- (2) 上記註 (1) 参照
- (3) 原テキストは Nārada とする。
- (4) 五分律「受戒法」(大正 22 p.106 上) に同様の話があり、相師・阿夷とその弟子の那羅摩納が出るが、摩訶迦旃延と関係づけられていない。
- (5) 「モノグラフ」第 16 号 (2010 年 2 月) に掲載した【論文 22】「原始仏教聖典などにみる就学・結婚などの平均年齢」において仙人道に出家する平均年齢は 16 歳としておいた。
- (6) Vinaya vol. I p.270、『四分律』大正 22 p.851 中、『根本有部律』「雑事」大正 24 p.301 下

[1-3] 摩訶迦旃延に与えられた称号は「略説を広く分別する者の中の第一 (saṅkhittena bhāsītassa vitthārena atthaṃ vibhajantānaṃ yadidaṃ Mahākaccāno ti)」<sup>(1)</sup> である。このような趣旨は Apadāna 003-004-033<sup>(2)</sup> や、『雑阿含』447<sup>(3)</sup>、『中阿含』184「牛角娑羅林経」巻上<sup>(4)</sup>、『増一阿含』049-003<sup>(5)</sup> にも説かれている。

これは原始経典の中の、摩訶迦旃延が釈尊の略説を広説したという数多くの経を下敷きにしたものであることはいままでもない。念のために以下にどのような教えを広説したかを簡単に紹介しておく。なおそのとき摩訶迦旃延がいた場所をも示し、国ごとにまとめた。またここに広説というのは単に説法したというのではなく、釈尊の略説を広説したというものしか含まない。

#### 釈迦国

MN.018 *Madhupiṇḍika-s.* (vol. I p.108) : 釈尊は執杖 (Daṇḍapāṇi) との対話に関して、「迷執の想分が生起する依処を滅するとき、一切の悪不善法が滅する」と略説し、これを広説する。

『中阿含』115「蜜丸喩経」(大正 01 p.603 中) : 釈尊は執杖との対話に関して「執杖に説いた教えは苦辺である」と略説し、これを広説する。

『増一阿含』040-010 (大正 02 p.743 上) : 釈尊は執杖梵志との問答を告げられ、この意味を広説する。

『雑阿含』551 (大正 02 p.144 上) : 摩訶迦旃延は義品 (*Aṭṭhaka-vagga*) の摩捷提の

所問 (*Māgandiya-sutta*, *Suttanipāta*004-009) の意味を広説する。

『雑阿含』552 (大正02 p.144下) : 釈尊が天帝釈に「心が正しく解脱すれば、畢竟清浄である」と説かれた意味を広説する。

『雑阿含』553 (大正02 p.145上) : 同上

王舎城

*MN.133 Mahākaccānabhaddekaratta-s.* (vol.III p.192) : 「一夜賢者経」の意味を広説する。

『中阿含』165「温泉林天経」(大正01 p.696中) : 同上。

舎衛城

*MN.138 Uddesavibhaṅga-s.* (vol.III p.223) : 釈尊は苦辺についての観法を略説され、この意味を広説する。

『中阿含』164「分別観法経」(大正01 p.694中) : 同上。

アヴァンティ国

*SN.022-003* (vol.III p.009) : 「アッタカ品 (*Aṭṭhaka-vaggiya*)」の「マーガンディヤ所問 (*Māgandiya-pañha*)」を広説する。(アッタカ・ヴァツガにはマーガンディヤが登場する。)

*SN.022-004* (vol.III p.012) : 「サッカ所問 (*Sakkapañha*)」を広説する。\* *DN.21* の「帝釈所問経」(vol.II p.283)での所説をさす。

*SN.035-130* (vol.IV p.115) : 釈尊が「界は種々に縁りて、触が種々に生じる。触は種々に縁りて、受が種々に生ずる」と説かれたことを広説する。

*AN.010-003-026* (vol.V p.046) : 釈尊の「クマーリ所問 (*Kumāripañha*)」を広説する<sup>(6)</sup>。

このように摩訶迦旃延は釈尊の略説をしばしば広説しているので「広説第一」と称されるわけであるが、釈尊の略説されたものを広説して、釈尊からそれを印可されるようになるまでには、釈尊の膝下でかなりの年月を過ごし、たくさんの釈尊の教えを聴聞する機会があったと想像しなければならない。

また摩訶迦旃延のいた場所としては釈迦国が多く、そのほかアヴァンティはもちろんであるが、王舎城も舎衛城も含まれている。このように広説の場所は広い範囲に亘っているので、摩訶迦旃延はアヴァンティへの布教活動があったがゆえに「広説第一」の誉れが生じたのではなく、アヴァンティを含むさまざまな場所での多くの広説によって、最終的にその誉れが生じたものと考えてよいであろう。

(1) *AN.001-014-001* vol. I p.023

(2) p.085

(3) 大正02 p.115上

(4) 大正01 p.726下

(5) 大正02 p.795中

(6) 南伝の註によれば、*SN.4-25* vol. I p.126をさすとする。

[1-4] そして摩訶迦旃延のアヴァンティでの活動で特筆しなければならないのが、本章

の主題であるソーナ・クティカンナの教化と「持律第五」の制定に関する事績である。これを記す文献の記述を少し詳しく紹介する。パーリの *Udāna* 以外はすべて「律蔵」の「皮革鞣度」である。

*Udāna* 005-006 (p.057) : 世尊は舎衛城の祇樹給孤独園におられた。そのときマハーカッチャーナはアヴァンティのクララガラのパヴァッタ山に (Kurarahare Pavatte pabbate) 住していた。優婆塞のソーナ・コーティカンナ (Soṇa Koṭikaṇṇa) はマハーカッチャーナの侍者 (upaṭṭhāka) であった。ソーナは師の説法を聞いて出家したいと思ったが、師は「在家のままで1食1臥の梵行を修せよ」と許さなかった。しかし3度目になって許した。ところがその時アヴァンティ南路 (Avanti-sudakkhiṇāpatha) には比丘が少なかったので、マハーカッチャーナは3年ののち苦勞してそこかしこから10人の比丘を集めて (tato-tato dasavaggaṃ bhikkhu-saṃghaṃ sannipātetvā) ソーナに具足戒を与えた。

雨安居を過ごしたソーナは、師に「私はまだ世尊にお会いしたことがない。和尚がお許しくださいれば会いに行きたい」と申し入れ、許された。彼は舎衛城に行き、祇樹給孤独園において世尊に会った。世尊は阿難に臥坐処を用意させた。阿難は世尊の意をくんで世尊と同じ精舎に (ekavihāre) 臥坐処を用意した。明るる日の明け方、世尊はソーナに比丘らのために法を説かせた (dhammaṃ bhāsitaṃ)。ソーナは (スッタニパータに収められている) *Aṭṭhakavaggika* の16偈のすべてを (soḷasa Aṭṭhakavaggikāni sabbānaṃ) 空で誦した (sarena abhaṇi)。世尊は「*Aṭṭhakavaggika* の16偈をよく学び、よく記憶し、よく理解した (suggahitāni sumanasikatāni sūpadhāritāni)」と讃められ、「比丘よ、あなたは何歳か (kativasso)」と尋ねられた。「1歳です (ekavasso)」と答えると、世尊は「どうしてこのように遅れたのか (kissa pana tvaṃ bhikkhu evaṃ ciraṃ akāsi)」と尋ねられた。ソーナは「諸欲に過患があるのを知っていましたが在家の生活は邪魔が多く、なすべきことが多いのです」と答えた。

『パーリ律』「皮革鞣度」(Vinaya vol.I p.194) : そのときマハーカッチャーナはアヴァンティのクララガラのパパータ山に (Kurarahare Papāte pabbate) 住していた。優婆塞のソーナ・クティカンナ (Soṇa Koṭikaṇṇa) はマハーカッチャーナの侍者 (upaṭṭhāka) であった。ソーナは師の説法を聞いて出家したいと思ったが、師は「在家のままで1食1臥の梵行を修せよ」と許さなかった。しかし3度目になって許した。ところがその時アヴァンティ南路 (Avantidakkhiṇāpatha) には比丘が少なかったので、マハーカッチャーナは3年ののち苦勞してそこかしこから10人の比丘を集めて ソーナに具足戒を与えた。

雨安居を過ごしたソーナは、師に「私はまだ世尊にお会いしたことがない。和尚がお許しくださいれば会いに行きたい」と申し入れた。師は許すと同時に、次のことを許されたいと伝えるように言った。アヴァンティ南路には比丘が少ないので少数の衆によって (appatarena gaṇena) 具足戒を与えること、アヴァンティ南路は地面が黒く牛の蹄によって踏まれて固いので数重の履 (gaṇaṃgaṇūpāhanā) を履くこと、アヴァンティ南路では水浴を好むのでしばしば水浴すること、アヴァンティ南路では獣皮をもって敷き

具とするので獣皮をもって敷き具とすること、今は境界の外に行く者に衣を与えても彼らは捨墮に触れるのではないかと受けないので衣法を説くこと、である。

彼は舎衛城に行き、祇樹給孤独園において世尊に会った。世尊は阿難に臥坐処を用意させた。阿難は世尊の意を酌んで世尊と同じ精舎に臥坐処を用意した。明るる日の明け方、世尊はソーナに比丘らのために法を説かせた。ソーナは(スッタニパータに収められている) *Aṭṭhakavaggika* を誦した。世尊は「*Aṭṭhakavaggika* をよく学び、よく記憶し、よく理解した」と讃められ、「比丘よ、あなたは何歳か」と尋ねられた。「1歳です」と答えると、世尊は「どうしてこのように遅れたのか」と尋ねられた。ソーナは「諸欲に過患があるのを知っていましたが在家の生活は邪魔が多く、なすべきことが多いのです」と答えた。

そしてソーナが師の伝言を伝えると、世尊は次のことを許された。一切の辺地においては (*sabbapaccantimesu janapadesu*) 持律者を交えた5人の衆をもって具足戒を与えること (*vinayadharapañcamena gaṇena upasampada*)、一切の辺地においては数重の履を履くこと、一切の辺地においてはしばしば水浴すること、アヴァンティ南路においては獣皮をもって敷き具とすること、境界の外に行く比丘が衣を受けること、である。『四分律』「皮革韃度」(大正22 p.845中)：そのとき大迦旃延は、阿槃提国の拘留欽喜山にいた。億耳優婆塞が使人であった。億耳が出家したいというと、師は「家にあつて仏戒を護持せよ」と言い、許さなかった。しかし再三にわたったので許した。ところが十僧に満たなかったので受戒することができずに、3年にしてようやく大戒を受けた。そして億耳は久しからずして阿羅漢道を得た。

億耳は仏に会いに行きたいと申し出たので師は許し、五事を許されたいと伝えることを命じた。阿湿婆阿槃提国<sup>(1)</sup>には比丘が少なく大戒を受けることが難しいので方便を開いて大戒を受けること、阿湿婆阿槃提国には棘や瓦石が多いので重革履をはくこと、阿湿婆阿槃提国の人々は水浴を好むのでしばしば水浴すること、阿湿婆阿槃提国は皮を以て臥具とするのでこれを蓄えること、異方に行く者が衣を受けること、である。

億耳は王舎城の耆闍崛山につくと仏に会った。仏は阿難に座を敷くことを命じ、阿難は仏座に対面する座を用意した。世尊は億耳に法を説くように命じられ、億耳は十六句義を説いた。世尊は讃められ、「もとは何をしていたのか」と尋ねられた。億耳は「久しく欲の過であることを知っていましたが十僧に満たずに受戒できず3年を経ました」と答えた。そして五事を伝えると、仏は辺国においては持律五人にして大戒を受けること、阿湿婆阿槃提国においては重革履を履くこと、阿湿婆阿槃提国においてはしばしば水浴すること、皮の臥具を用いることを許され、比丘が衣を得て数十日に満ずること、もしすぎれば捨つべきことを定められた。

『五分律』「皮革法」(大正22 p.144上)：仏は舎衛城におられた。そのとき摩訶迦旃延は阿湿婆阿雲頭国<sup>(2)</sup>波楼多山中にいた。その国に沙門億耳という優婆塞があり、諸比丘によく供給していた。億耳は出家の志を持ち、迦旃延に具足戒を受けたいと申し入れたが、迦旃延は出家は苦難であるからと受けなかった。これが三度に及んだのでついに出家させたが、この国には十衆がなく、沙弥のまま6年を経過した。そこで迦旃延は神

通力によって他国から十衆を集めて具足戒を授けた。

受戒した億耳は仏に会いに行きたいと迦旃延に申し入れ、迦旃延は許可するとともに、五法を許されたいと伝えるように命じた。この国では十衆に満たなくとも具足戒を授けること、この国には沙石棘刺が多いので重底革屣を蓄えること、この国は皮をもって坐臥具とするので皮をもって地に敷くこと、この国の人々は日々に洗浴するので日々に洗浴すること、余方の比丘に衣を寄すると長衣を恐れて受けないのでその疑いを解くこと、である。

億耳が仏のところに行くと、仏は阿難に臥具を敷くことを命じられた。阿難は仏房にこれを用意した。仏は後夜になると億耳に法を説かせた。彼は十六義品経を説き、仏はこれを讃められ、「どうして久しくかの国に住して、来て私に見えなかったのか」と尋ねられた。「欲の過患を知っていたけれども、因縁あって早くに来ることができなかつたのです」と答え、師に託された五法を伝えた。仏はすべてを許された。阿湿波阿雲頭国および一切の辺地においては持律五人で具足戒を授けること、沙石棘刺が多いところでは重底革屣を著すること、皮革あるところでは皮の臥具を作ること、水浴を須いるところがあれば日々に洗浴すること、衣を寄して余処の比丘に与えるのは長衣を犯さないこと、である。

『十誦律』「皮革法」(大正 23 p.178 上) : 仏は舍衛城におられた。そのとき阿湿摩伽阿槃提国<sup>(3)</sup>に王薩薄という聚落があり、大富の居士があつて待望の子供が沙門の宿日に生まれたので、彼は沙門億耳と名づけられた。あるとき彼は大迦旃延の説法を聞き、法眼を得て優婆塞となり、すぐさま出家具足戒を与えられることを望んだ。大迦旃延は父母の許可を得ていなければならないというので父母に言うとうちは許さなかつた。そうして12年が満ち父母が寿命を終えると、直ちに大迦旃延のところに行って出家した。しかし阿湿摩伽阿槃提国には比丘が少なく十衆が得られなかつた。沙弥としての夏安居が過ぎて自恣が終わったとき、長老迦旃延の共住弟子や近住弟子が諸方から来て十衆が満じたので、迦旃延は具足戒を与えた。

そのとき諸比丘が東方国に遊行して仏のところに行くためにやってきた。億耳は彼らとともに行きたいと師に願ひ、師は許すと共に五事を乞請することを命じた。阿湿摩伽阿槃提国には比丘が少なく十衆が得難いので少比丘にて具足戒を与えること、阿湿摩伽阿槃提国は地が固く碎土が多いので一重の革屣を著すること、阿湿摩伽阿槃提国人は洗浴を喜び水を浄とするので常に洗浴すること、東方国土の多くは皮の褥履を用いるのでこれを用いること、比丘を遣わして他比丘にこれを与えさせるも、他比丘はこれを取らないで中間に失えばどうすべきかを指示されたい、ということである。

億耳が舍衛国の仏のところに行くと、仏は阿難に命じて床臥具を用意させた。阿難は仏の意を知って仏房内に用意した。後夜に到ると世尊は億耳に「唄せよ」と命じられ、億耳は波羅延・薩遮陀舍修妬路を誦した。仏は讃められ、「どうして会いに来るのが遅かつたのか」と尋ねられた。億耳は「欲の過患を知っていたけれども縁事があつて出家することができなかつたのです」と答え、五事を伝えた。仏は次のように定められた。辺国中においては持律を第五として具足戒を与えること、阿湿摩伽阿槃提国では1重の

革履を作ること、阿湿摩伽阿槃提国では常に洗浴すること、阿湿摩伽阿槃提国では皮の褥履を用いること、もし衣を得れば10日蓄えることができること、である。

『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正22 p.415下)：(「五衆受具足とは」として) 仏は王舎城尸陀林におられた。舎衛城の阿那邠埤が友人である王舎城の鬱虔のところに来て世尊に会い、精舎を作るからと舎衛城に招待した。舍利弗と目連が派遣されて精舎を建てた。これに功績のあった**富楼那**は仏によって出家を許され、彼は**輸那国**に行くことを希望した(縦経の中に広く説くが如し)。富楼那は教誡を受けて輸那国に行った。そこに**闍婆**という長者がおり梅檀房を立てようとした。この中に億耳の因縁を広説すべきであるが乃至、富楼那は闍婆を度して出家せしめ沙弥としたが、乃至7年に至るも衆僧が得難く具足戒を授けることができなかつた。7年がすぎて闍婆は房を作って富楼那に寄進しようとしたときに衆僧通じて持律の十人がそろい、億耳に具足戒を授けた。

具足戒を受けた億耳は師に舎衛国に行って仏に会いたいと願ひ出、師は許して五願を乞えと命じた。億耳が仏のところに行くと、仏は阿難に牀褥を用意するように言い、阿難は仏の意を酌んで同じ房に用意した。中夜に仏は億耳に経を誦せしめ、億耳は八跋祇経を誦した。仏は「わが弟子中捷疾に解悟するは億耳を第一とする」と讃められた。そこで億耳は五願を申し上げた。仏は翌朝衆を集められ五願を許された。輸那辺国は清潔を好むがゆえに日々に澡洗すること、輸那辺国は石・土塊・刺木が多いので両重の革履を著すること、輸那辺地は皮革が多いので皮革で敷き具を作ること、輸那辺地は衣物少なく死人衣が多いので死人衣を著すること、輸那辺地は比丘が少ないので五衆受具足を認めること、である。

『根本有部律』「皮革事」(大正23 p.1049上)：世尊は室羅伐城逝多林給孤独園におられた。そのとき婆索婆聚落に力軍という名の長者があり、その子を聞俱胝耳といった。聞俱胝耳は迦多演那が来たとき、その教えを聞いて出家を願ひ出たが、両親の許しが得られず出家できなかつた。後に両親が死んだので出家したが、苾芻が少なかつたため求寂となつた。諸仏の常法として安居が終わると一切の苾芻は世尊のところに行く慣わしであつたので、苾芻たちが遊行して婆索婆村に来て十衆が満ちた。そこで迦多演那は彼に近円を与えた。

苾芻となつた聞俱胝耳は師から世尊に会いに行く許可を得るとともに、五事を伝えることを命じられた。婆索婆村は辺国であるから十衆が得難いこと、国人は水をもって澡洗すること、地が固く牛などの足跡があること、東国は皮の臥具を用いること、余の苾芻のために衣を送ってはまだ入手しないのに10日を過ぎたときの措置が判らないこと、である。

給孤独園に至って仏に会うと、仏は阿難陀に房内に臥具を用意させた。夜が過ぎようとするとき、世尊は聞俱胝耳に「わが所説の経律の我が成道所説の者の如きを誦せ」と命じられ、彼は誦した。それを世尊は讃められた。この機会だと考えて聞俱胝耳は師の伝言を伝えた。仏は平坦になつて衆中で、「辺方国では持律苾芻五人にて近円をなすことを許す、辺方では1重の革履を著することを許す、……信を遣わせて衣を余比丘に送つたときは彼が衣を得ないときには捨罪を犯したことはない」と定められた。

以上のうち『僧祇律』は、摩訶迦旃延に相当する人物を富樓那とし、富樓那はアヴァンティではなく輪那国に布教したとするが、これは MN.145 *Puṇṇovāda-s.* (4)、SN.035-088 (5)、『雑阿含』311 (6)、『仏説満願子経』(7)、『根本有部律』「薬事」(8)などに説かれるプナ (Puṇṇa) (9) が釈尊の制止を振り切ってスナーパランタ (Sunāparanta) (10) に布教した事績と混同しているのであろう。また輪那国において出家させた人物を闍婆とし、7年間具足戒を与えられなかったとするが、具足戒を授けられた場面では億耳とするから、闍婆がすなわち億耳ということになる。

- (1) 阿湿婆阿槃提の阿湿婆は 'Assaka' に相当し、阿槃提はもちろん 'Avanti' に相当する。両者とも「十六大国」の中に数えられ、独立した国として扱われているが、常に併置されるので同一地方にあったと認識されていたのであろう。ここでは1つの国のように理解されているようである。「モノグラフ」第15号(2009年10月)に掲載した金子芳夫編【資料集2-4】「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧——その他国篇——」の[付1]「十六大国一覧表」、[付2]「十六大国資料」参照
- (2) 阿湿波阿雲頭国は註(1)参照
- (3) 阿湿摩伽阿槃提国は註(1)参照
- (4) 教富樓那経 vol.III p.267
- (5) vol.IV p.060
- (6) 大正02 p.089中
- (7) 大正02 p.502下
- (8) 大正24 p.007下
- (9) 富樓那、那耨、文陀尼子、円満などと漢訳される。
- (10) 輪盧那、首那和蘭、輪那鉢羅得伽国などと漢訳される。

[1-5] 以上の記述の要点を筆者の関心を中心に、時系列を後から前に遡ってまとめてみると次のようになる。

- (1) ソーナ・クティカンナが釈尊に会って、辺国での「持律第五」などを許されたときには釈尊は舎衛城の祇園精舎におられたこと。ただし『四分律』のみは王舎城とする。
- (2) ソーナは世尊に促される形で法を誦したとされること。その誦した法は次のように記されている。

*Udāna* : Aṭṭhakavaggika の16偈のすべて

『パーリ律』 : Aṭṭhakavaggika

『四分律』 : 十六句義

『五分律』 : 十六義品経

『十誦律』 : 波羅延・薩遮陀舎修妬路

『僧祇律』 : 八跋祇経

『根本有部律』 : わが所説の経律の我が成道所説の者の如き

- (3) その時に阿難が世尊の侍者であったこと。
- (4) ソーナは具足戒を得た雨安居明けに舎衛城に行って釈尊に会ったこと。
- (5) ソーナが具足戒を得たのは、出家と同時にではなく、出家からある一定の時間を経過していたこと。出家したときにはアヴァンティには10人の比丘がいなかったからで

ある。各資料はその期間を次のようにいう。

『Udāna』：3年

『パーリ律』：3年

『四分律』：3年

『五分律』：6年

『十誦律』：雨安居を過ごす間？

『僧祇律』：7年

『根本有部律』：雨安居を過ごす間？

(6) ソーナが出家して沙弥となったのは、ソーナが出家を希望して3度目であったこと。

なおその期間に言及するものがある。

『十誦律』：出家を願ってから両親が亡くなる12年間。

『根本有部律』：出家を願ってから両親が亡くなるまで。

(7) おそらくソーナが最初に出家を希望したのは、摩訶迦旃延がアヴァンティにやってきたときではなかったかということ。

以上をもとにして一応の年代推定を行っておこう

まず地方の「持律第五」が許されたのは祇園精舎が建設され、阿難が侍者になった以降ということになる。前者をメルクマールとすれば釈尊成道14年の前半期（第14回目の雨安居前）＝釈尊48歳以降となり、後者をメルクマールとすれば成道20年の後半期（第20回目の雨安居後）＝釈尊54歳以降ということになるから、必然的に遅いほうを取って成道20年＝釈尊54歳以降としなければならない。『摩訶僧祇律』は「持律第五」を説くのに、王舎城で給孤独長者が釈尊に会い、祇園精舎を建設するのを条件に舎衛城に招待するところから始めるのは、以上のような考え方のもとに語られているものと理解することができる。

次にソーナ・クティカンナが釈尊の前で法を誦し、釈尊がこれを讃めたのは、この「持律第五」が許されたと同時であるが、ソーナが釈尊に讃められるだけのものを身につけるためにはそれなりの時間が必要であったことが推測される。すなわちそれは出家を希望してから具足戒を得るに至るまでの期間に相当するとみてよいであろう。

ソーナが具足戒を得たのは、釈尊訪問の年の雨安居前であったとしてよいであろう。ソーナは具足戒を得て雨安居を過ぎて1歳になって、直ちに舎衛城に出発しているからである。

そして彼はその前に沙弥として出家しているのであるが、この沙弥となった年が問題となる。それは10人の比丘がそろそろまでの年数を遡ることになるが、この10人の比丘がそろそろ因縁の伝承は大きく分けると2つに分かれる。1つは摩訶迦旃延が意図的に努力してやっと10人を集めたとするものであり、もう1つは全国の比丘たちが雨安居明けに釈尊に会うために遊行するという慣わしにしたがって、たまたま通りかかったとするものである。

『十誦律』と『根本有部律』は後者のタイプであるが、しかしこれはアヴァンティ地方に比丘が少なかったとされることと矛盾するといわなければならない。もしそうならアヴァンティよりも遠い地方にすでにサンガがあったということではなければならないからである。アヴァンティ国のウッジェーニー城は辺国とはいえその首都のウッジェーニーは舎衛城、王舎城、コーサンビー城と並んで四大城の1つに数えられることもあり<sup>(1)</sup>、またアヴァンティ

国は十六大国にはほとんど例外なく含められるのであるから<sup>(2)</sup>、それより遠いところから比丘が通りかかるといことは想像しにくい。したがってやはり努力して比丘を集めたとする前者のタイプを想定しなければならないであろう。これには3年とするもの、6年とするもの、7年とするものなどがあるが、3年とするものは一応バ・漢に共通する伝承であるから、われわれの聖典観の基準<sup>(3)</sup>にしたがってこれを採用しておこう。

また前述したように、この期間はソーナが法を誦して釈尊がそれを讃められたとする学識を修得した期間とも相応しなければならない。その前にソーナは在家の優婆塞として摩訶迦旃延に仕えたとされるが、在家者では見事に法を説き経を誦する修行はできないと考えるべきであろうからである。波羅提木叉には「いまだ具足戒を得ない者に、句を逐いて法を同誦せしめ (padaso dhammaṃ vāceyya) てはならない」<sup>(4)</sup> という規定があるからである。これは沙弥としてのソーナにも適用されなければならないが、ソーナが摩訶迦旃延の沙弥の侍者として近侍する間に耳学問して習得したと考えれば矛盾はないであろう。もしソーナが沙弥として3年間を過ごしたとすると、この間にこれを修得したことになるが、『摩訶僧祇律』が「わが弟子中捷疾に解悟するは億耳を第一とする」というように、これを不自然とする必要はないであろう。したがってソーナは具足戒を得る満3年前に出家して沙弥となったとしておく。

ところでソーナは出家する前に在家者として摩訶迦旃延に仕えていたのであるが、この期間はどれほどであったのであろうか。その始まりは摩訶迦旃延がアヴァンティにやってきたときとしてよいであろう。したがってソーナの在家信者であった期間を遡る年が摩訶迦旃延がアヴァンティを訪れた年ということになる。『根本有部律』は摩訶迦旃延に会ってから両親が亡くなるまでとし、『十誦律』はそれを12年とするのであるが、他の資料にはこの期間を推定させる具体的な情報は含まれない。しかしそれらは例外なくソーナは摩訶迦旃延に出家を願い出たが、摩訶迦旃延はそれを許さず、3度目になってやっと許したとする。ここからソーナは出家する前にも熱心な優婆塞で、摩訶迦旃延に誠意をもって仕えていたということ想像させる。三度に亘る懇請は仏典の常套的な表現であるが、ここでは「在家のまま1食1臥の梵行を修せよ」とか、「家にあつて仏戒を護持せよ」「出家の道は困難だから」などという具体的な理由が付けられているから、形式的な拒絶ではないと考えるべきであろう。また出家を許しても具足戒を与えるための10人の比丘をそろえることが難しいという状況が勘案されたかもしれない。このように考えると、ソーナは摩訶迦旃延がアヴァンティにやってきたときにすぐに出家を願い出たが、これがすぐには認められなかったということも必然性があることになる。取り立てての根拠はないのであるが、今の段階ではソーナの在家信者としての期間は2年と想定しておきたい。

以上を時間の経過にしたがってまとめると次のようになる。まず摩訶迦旃延がアヴァンティにやってきた時に、ソーナはすぐに釈尊の教えに信順することになり、ただちに出家を申し出た。しかし摩訶迦旃延は2年のあいだこれを許さなかった。そしてついにソーナの懇請黙し難く沙弥としての出家を許したものの3年もの間具足戒を与えることができなかった。しかしソーナはこの3年間に耳学問で、釈尊に讃められるほどの学識を習得していた。具足戒を得て晴れて比丘となったソーナはその年の雨安居を過ごす、舎衛城まで遊行して釈尊に

会い、地方での「持律第五」が許された、ということになる。世尊はこの時ソーナがかなりの年配になっているのを見て、具足戒を受けた年齢が遅いのを不審に思われたのであるが、それにはこのような事情があったということになる。

残る問題は摩訶迦旃延がいつアヴァンティにやって来たかということであるが、これについてはさらに他の情報を整理した後に推定する。

- (1) 「コーサンピーの仏教」(『モノグラフ』第14号 2009年5月) pp.151~152
- (2) 「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧―その他国篇―」(『モノグラフ』第15号 2009年10月) p.658
- (3) 「モノグラフ」第1号(1999年7月)に掲載した【論文1】「『原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究』の目的と方法論」p.070以下を参照されたい。
- (4) 『パーリ律』波逸提 004 未受具戒人同誦戒 *Vinaya* vol.IV p.014、『四分律』単提 006 与未受具人同誦戒 大正 22 p.638 上、『五分律』墮 006 与未受具人同誦戒 大正 22 p.039 下、『十誦律』波逸提 006 与未受具人同誦戒 大正 23 p.071 上、『僧祇律』波夜提 006 与未受具人同誦戒 大正 22 p.326 下、『根本有部律』波逸底迦 006 与未受具人同誦戒学処 大正 23 p.771 下

[1-6] 前項では摩訶迦旃延のアヴァンティでのソーナ・クティカンナの教化と「持律第五」の制定を中心に見た。実は摩訶迦旃延の活動地域ではもう1つ見落とせないものがある。それは西インドのマドゥラー (Madhurā マトゥラー Mathurā とも) への教化である。マドゥラーは現在もインドの首都デリーとアグラの間にある宗教都市マトゥラーとして知られ、釈尊時代は十六大国の1つであるスーラセーナ (Sūrasena) 国の首都であった。第【9】章「ヴェーランジャー (Verañjā) での雨安居と波羅夷罪第1条の制定」において詳説するが、釈尊はこのマドゥラーへの教化を試みられたけれども、この試みは折り柄の飢饉のために失敗に終わったと考えられる。そうとするとマドゥラーへの布教は釈尊教団にとっての念願であったわけであるが、摩訶迦旃延はおそらく釈尊没後にマドゥラーに入って、その地に仏教を根付かせたと考えられる。この項ではこれを調査したい。

なお【資料集 2-4】金子芳夫編「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧―その他国篇―」(『モノグラフ』第15号 2009年10月)の「[補註9] *Varaṇā*」において、ヴァラナーはマドゥラーの周辺と推定してあるので<sup>(1)</sup>、ここではヴァラナーでの活動も併せて検討する。以下に紹介するように、マドゥラーを舞台とする経とヴァラナーを舞台とする経は経番号が連続する場合が多く、そして経番号としてはヴァラナーのほうがマドゥラーよりも早く、またヴァラナーは湖沼のそばとされている。地図を見れば判ることであるが、マドゥラーはヤムナー河の右岸(西)にあって、このあたりは南からデカン高原が張り出したところであり、高台もある。しかしヤムナー河を左岸(東)に渡ると、そこはまさしくヒンドゥスタン平原であって、まったく高低の見られない地形である。したがって湖沼の近くとされるヴァラナーはこのあたりにあったのではないかと想像される。第【9】章で論じるヴェーランジャーはさらにこの東辺にあったと思われるが、ヴァラナーとヴェーランジャーの正確な位置までは判らない。

マドゥラーおよびヴァラナーでの摩訶迦旃延の活動を伝える経には次のようなものがある。

MN.084 *Madhura-s.* (vol.II p.083) : そのときマハーカッチャーナはマドゥラーのグンダー

園に (Madhurāyaṃ Gundāvane) 住していた。マドゥラー王の**アヴァンティプッタ**は (rājā Madhuro Avantiputto) マハーカッチャーナの四姓は平等であるという説法を聞いて仏法僧に帰依し、「かの世尊は今どこに住しておられるのか」と尋ねた。マハーカッチャーナは「大王よ、世尊は今すでに般涅槃された (parinibbuto kho etarahi)」と答えた。王は「世尊の所説が聞けるならばたとえ100由旬であろうとも会いに行くのに」と残念がった。

『雑阿含』548 (大正02 p.142上) : 世尊は舎衛城・祇樹給孤独園におられた。摩偷羅国王で西方の王子は摩訶迦旃延のところに行って問答した。王は迦旃延の四姓は平等であるという話を聞いて歓喜して去った。 (摩訶迦旃延の所在は明示されないが、摩偷羅国王が登場するのでマドゥラーであると判断してよいであろう)

『雑阿含』546 (大正02 p.141中) : 世尊は舎衛城・祇樹給孤独園におられた。摩訶迦旃延は跋蘭那 (Varaṇā) 聚落の烏泥池のほとりにいた。執澡灌杖梵志がやってきて人々はなぜ争うのかと質問した。迦旃延は貪欲繫著があるからだと答えた。梵志がそれを離れることができるのかと質問すると、迦旃延は私の大師如来はよく離れていると答えた。梵志が「仏世尊は今どこにおられるのか」と聞くので、今はコーサラ国の舎衛城・祇樹給孤独園におられると答えると、梵志は仏のおられるほうに向かって合掌讃歎して、「南無南無仏」と唱え、歓喜して去った。

AN.002-004-006 (vol. I p.065) : あるときマハーカッチャーナはヴァラナーの泥池のほとりに (Varaṇāyaṃ Kaddamadahatīre) いた。そのとき**アーラーマダダ婆羅門 (Ārāmaḍḍo brāhmaṇo)** がやってきて、人々は相争うけれどその原因は何かと質問した。カッチャーナは欲貪に繋がれているからだと言った。婆羅門はこの世の中で欲貪から離れた者があるかというので、カッチャーナが「東方の地に舎衛と名づける町があり、そこにおられる仏世尊がそれだ」と答えると、婆羅門は世尊のおられるほうに合掌して、かのゴータマ世尊と法とサンガに帰依することを表明し、終生の優婆塞となった。

『雑阿含』547 (大正02 p.141下) : 世尊は舎衛城・祇樹給孤独園におられた。摩訶迦旃延は跋羅那 (Varaṇā) の烏泥池のほとりで、多くの比丘たちとともに食堂において持衣の事をなしていた。そのとき**年老いた執杖梵志**がやってきて、食堂の傍らで杖を柱としてしばらく黙って立っていたが、「あなた方長老は老人がやってきているのに、挨拶して座を勧めないのか」と非難した。摩訶迦旃延が「いいえ我が法では、老人がやってこられれば挨拶して座を勧めます」というと、梵志は「この衆中には私よりも年寄りはいないようだ、しかるに挨拶もしないし座を勧めもしない」といった。摩訶迦旃延は「80、90にして髪白く歯落ちるといえども五欲において貪欲を離れなければ年少の法を成就しているのであり、年25歳にして膚白く髪黒く盛壮であっても五欲において貪欲を離れ老人の法を成就しておれば宿土の数です」と説いた。梵志は歓喜して帰って行った。

AN.002-004-007 (vol. I p.067) : あるときマハーカッチャーナはマドゥラーのグンダー林中に (Madhurāyaṃ Gundāvane) 住していた。その時**カダラーヤナ婆羅門 (Kaṇḍarāyaṇo brāhmaṇo)** がやってきて、「沙門は年衰えたバラモンに挨拶せず、座

を勧めない」といった。カッチャーナは「かの世尊は、老地 (vuddha-bhūmi) と若地 (dahara-bhūmi) を説かれました。90 歳、100 歳になっても欲に縛られていたら長老の数には入らず、幼く若くとも欲から離れていたら長老の数に入る」と説いた。これを聞いて婆羅門は若い比丘らの足に頭をつけて、「尊者は老地におり、我らは若地にいる」と言って優婆塞となった。

『増一阿含』019-009 (大正 02 p.595 中) : あるとき摩訶迦旃延は婆那国の深池水のほとりにいた。そのとき**姦荼婆羅門**がやってきて、「年少比丘が我ら高德の婆羅門に礼をしない」と非難した。そこで迦旃延は世尊が、「老地と壯地がある。年が80、90になっても姦欲を止めることができず悪行を作すならば壯地にあるのであり、年が20乃至50であっても姦欲を習わず悪行をなさないならば老地にある」と説かれたことを紹介した。婆羅門は迦旃延は誰に帰依しているのかと問うので、如来が**殷涅槃されたところに向かつて礼拝すると、婆羅門はこの沙門瞿曇はどこにおられるのかと問うた。「かの如来はすでに涅槃を取られた」というと、もし世にあるなら百千由旬あるところにも尋ねるのにと残念がり、三宝に帰依する優婆塞となった。**

このうちの MN.084 *Madhura-s.* と『増一阿含』019-009 は、釈尊がすでに入滅されたことを明言している。迦旃延の所在は前者ではマドゥラー、後者ではヴァラナーである。ここに紹介した経はすべてパ・漢ともに内容はよく一致するから、かなり信頼度の高い情報であるといつてよいであろう。そして釈尊の入滅に言及しないものも、釈尊の所在には言及されているけれども、釈尊は実際には登場しないし、『雑阿含』546 や AN.002-004-006 には、『増一阿含』019-009 と同様に、「仏のおられるほうに向かって合掌讃歎した」としているから、これらのすべては釈尊入滅後がイメージされているのではなかろうか。経典の常套的な形式ののっとり「そのとき釈尊は舍衛城におられた」などという形式が機械的に採用されてしまったにすぎないように感じられる。このように判断することが許されるなら、摩訶迦旃延がマドゥラーやヴァラナーに布教したのは、釈尊入滅後のことということになる。なおこのようなエピソードは、釈尊にはマドゥラー地方に布教の実績がなかったことを想像させしめる。

また MN.084 *Madhura-s.* はマドゥラーの王をアヴァンティプッタ (Avantiputta) とする。註釈書 (MN.-A.) (2) ではこのアヴァンティプッタを「アヴァンティ国の王の娘の子 (Avantiraṭṭhe rañño dhītāya putto)」とする。『雑阿含』548 は摩偷羅国王を西方の王子とするが、この「西方の王子」は「アヴァンティ国の王の娘の子」にあたるであろう。とするとマドゥラーの王室とアヴァンティの王室は関係があったのである。したがってアヴァンティの出身であり、かつアヴァンティの王室と深い関係を持っていた摩訶迦旃延であったが故に、釈尊でさえ失敗に終わったマドゥラー地方に布教しえたということも考えられる。

なお *Dhp.* v.43 にその註釈書 (*Dhp.-A.*) がつける物語は *Soreyyatthera-vatthu* とされており (3)、迦旃延がソーレヤに登場する。乞食のためにソーレヤの町に入ろうとする迦旃延が町の外で更衣するのを、ソーレヤの長者の子 (後のソーレヤ長老) が見て、その金色の肌にみとれてこのような妻を得たいと思ったとたんに男変じて女となるといった物語である (4)。したがって摩訶迦旃延はソーレヤにも訪れたかもしれない。上述のように

マドゥラー、ヴァラナー、ヴェーランジャーは地理的に近く、ソーレツヤはヴェーランジャーのおそらくさほど遠くない東にあって、1つの通商ルート上にあった。したがって迦旃延がソーレツヤを訪れた可能性も十分にあるといわなければならない。

- (1) p.641
- (2) vol.III p.319
- (3) vol. I pp.325f.
- (4) p.328

[1-7] 以上によって摩訶迦旃延はデカン高原西北部のアヴァンティ国と、仏教中国から見ると西辺にあたるマドゥラー地方への布教に顕著な働きがあったということがわかった。この項ではその他の地域での迦旃延の足跡を見ておこう。[1-3]において、摩訶迦旃延が釈尊の略説を伝説したとされる経の迦旃延の所在地を「摩訶迦旃延のいた場所としては釈迦国が多く、アヴァンティはもちろんであるが、王舎城も舎衛城も含まれている」としておいたが、もちろんこれも関連する。

伝説以外で迦旃延がいたとされる場所は以下のとおりである。摩訶迦旃延が説法する場合は主語を省略した。なお「ナーディカのレンガの家」というのは、『涅槃経』において釈尊がパータリ村からガンジス河を渡って、ヴェーサーリーに行かれる途中にあり、亡くなった人々の生まれたところを記別された場所である。

#### アヴァンティ国

『雑阿含』255 (大正02 p.063中) : 地元の婆羅門に説法する。

『雑阿含』549 (大正02 p.143上) : 優婆夷に説法する。

SN.035-132 (vol.IV p.116) : 「諸根門を護らない」という意味を解説する。

#### 釈迦国

『雑阿含』554 (大正02 p.145上) : 長者に説法する。

『雑阿含』555 (大正02 p.145下) : 長者に説法する。

#### 舎衛城

Udāna 007-008 (p.077) : 釈尊は坐禅しているマハーカッチャーナを見てウダーナを唱えられる。

『雑阿含』550 (大正02 p.143中) : 説法する。

#### コーサンビー

『四分律』「雑毘度」(大正22 p.961中) : 優填王は自ら摩訶迦旃延らの8人の食事を接待する。

#### バーラーナシー

AN.006-003-028 (vol.III p.320) : 釈尊の教えを比丘らに説く。

#### ナーディカのレンガの家

SN.014-013 (vol.II p.153) : 釈尊に質問する。

『別訳雑阿含』151 (大正02 p.430下) : 釈尊は大迦旃延に説法され、後ろで扇で煽いでいた跋迦梨尊者は阿羅漢果を得、大迦旃延は法眼浄を得た。

以上であって、A文献に限っていえば、摩訶迦旃延の足跡がある場所を最大限度にいえば、

アヴァンティ、マドゥラー周辺をはじめとして、釈迦国が比較的多く、その他に舎衛城、王舎城、コーサンビー、バーラーナシー、ナーディカが上げられる。しかし王舎城以下はごくわずかであって、たとい実際に足を運んだことがあったとしても、とても主な活動地とはいえないであろう。ということになれば、摩訶迦旃延の主たる活動地は、アヴァンティと舎衛城・釈迦国とマドゥラーを結ぶ三角形の中に収まるといってよいであろう。換言すれば仏教中国の西半分とデカン高原の西北部ということになる。

なお『別訳雑阿含』151は、後ろで世尊を扇で煽いでいた侍者らしい跋迦梨尊者<sup>(1)</sup>が煩惱を滅し、後生を受けず、諸々の有結を尽したとされるのに、大迦旃延は遠塵離垢して法眼淨を得た、とされている。そうするとこの時には大迦旃延はまだ阿羅漢果を得ていなかったということになる。跋迦梨なる人物との関係がわかれば、摩訶迦旃延の履歴のことがわかってくるかもしれないが、残念ながらよくわからない。なお仏在処は同じでも、SN.014-013とは関係がなさそうである。

- (1) 跋迦梨尊者なる人物は阿難以前の侍者リストには見いだされない。岩井昌悟【論文12】「阿難以前の侍者伝承と雨安居地伝承」（「モノグラフ」第11号 2006年10月）p.123の一覧表参照。

[1-8] 次に摩訶迦旃延の人間関係について調査しておく。まず阿難との関係であるが、次の経は少々特殊な状況といつてよいであろう。

SN.022-090 (vol.III p.132) : 多くの比丘がバーラーナシーの仙人墮処・鹿野苑に住していた。そのときチャンナ (Channa) は精舎から精舎を (vihārena vihāraṃ) めぐって質問して歩いたが、満足な答えは得られなかった。そこで彼はコーサンビーのゴータ園に住している阿難のことを思いつき、行って質問した。阿難は世尊が迦旃延を姓とする比丘 (Kaccānagotta bhikkhu) に「世間の集と滅を觀ずれば有と無の2辺を離れることができる。これが正見である」と教導されたのを聞いたことがあると言うと、チャンナは法を現觀した。

『雑阿含』262 (大正02 p.066中) : 多くの比丘が波羅捺国仙人住处鹿野苑に住していた。仏が般涅槃して久しからざる時であった。そのとき闍陀は房から房をめぐって質問して歩いたが、満足な答えが得られなかった。そこで拘睺弥国の瞿師羅園にいる阿難を思いつき、行って質問した。阿難は世尊が摩訶迦旃延に「世間の集と滅を觀ずれば有と無の2辺を離れることができる。これが正見であり、中道である」と教導されるのを聞いたと紹介すると、闍陀は法眼淨を得た。

『雑阿含』はこれを仏滅直後と明言するが、SN.はこのことにはふれない。しかし釈尊は登場しないし、チャンナが釈尊ではなく、阿難に質問するためにわざわざバーラーナシーからコーサンビーまで行ったとするのであるから、これは滅後のことであると想定してもよいであろう。もし仏在世中なら阿難は釈尊のそばにいたはずで、釈尊に直接質問すればよいことだからである。おそらくこのチャンナは釈尊が出家した時に御者として一緒に出城した人物であって、このことを鼻にかけて悪行をはたらき、釈尊が入滅される時梵壇にかけよと遺言された人物である。チャンナはこの時コーサンビーにいたのであるが、阿難もコーサンビーとは特に深い因縁があったので、阿難はそのままコーサンビーに残ったのであろう<sup>(1)</sup>。

ところでこれらの経から窺われる阿難と摩訶迦旃延の関係は、摩訶迦旃延のほうが阿難よりも先輩であったということ想像させる。そうでなければわざわざ釈尊が摩訶迦旃延を指導されたその言葉そのままをチャンナに伝えるようなことはしないであろうからである。またB文献ではあるが、『仏本行集経』「婆提唎迦因縁品」(2)は「提婆達多は出家しようとしたが、舎利弗・目犍連・大迦葉・迦旃延・優婁頻螺迦葉・那提迦葉・離波多・優波離波多にも断わられた」としている。提婆達多は阿難と同時に出家したとされており(3)、その提婆達多が迦旃延を和尚としようとしたというのであるから、この経は阿難が出家するときには迦旃延はすでに比丘であったことを示していることになる。

また何人かの長老の名が並記される場合があり、もしこれが法臘順に並べられているとするならば、これも参考資料となる。摩訶迦旃延と阿難が含まれるこのようなケースには次のものがある。

大迦葉、阿那律、**迦旃延**、**阿難**：白法祖訳「仏般泥洹経」(大正01 p.173上)

舎梨子、大目犍連、大迦葉、**大迦旃延**、阿那律陀、麗越、**阿難**：『中阿含』088「求法経」(大正01 p.569下)

舎梨子・大目犍連・大迦葉・**大迦旃延**・阿那律陀・離越哆、**阿難**：『中阿含』184「牛角婆羅林経」卷上(大正01 p.726下)

舎利弗、目連、摩訶迦葉、**摩訶迦旃延**、マハーコッティカ、マハーカッピナ、マハーチュンダ、阿那律、レーヴァタ、**阿難**：MN.118 *Ānāpānasati-s.* (vol.III p.078)

拘隣若・阿提貝・跋提釈迦王・摩訶男拘隸・愁破・耶舎・邠耨・維摩羅・伽恕波提・須陀耶・舎梨子・阿那律陀・難提・金毘羅・隸婆慍・大目乾連・大迦葉・大拘差羅・大周那・**大迦旃延**・邠耨加菟写長老、耶舎行寿長老、**阿難**：『中阿含』033「侍者経」(大正01 p.471下)

憍陳如・大迦葉・舎利弗・大目犍連・阿那律陀・二十億耳・陀驪・優波離・富樓那・**迦旃延**・**阿難**・羅睺羅・提婆達多：『雜阿含』447(大正02 p.115上)

舎利弗、目連、摩訶迦葉、**摩訶迦旃延**、マハーコッティカ、マハーチュンダ、マハーカッピナ、阿那律、レーヴァタ、**阿難**：AN.006-002-017 (vol.III p.298)

舎利弗、大目乾連、大迦葉、阿那律、離越、**迦旃延**、満願子、優波離、須菩提、羅云、**阿難**：『増一阿含』049-003(大正02 p.795中)

舎利弗、目連、摩訶迦葉、**摩訶迦旃延**、マハーコッティカ、マハーカッピナ、マハーチュンダ、阿那律、レーヴァタ、提婆達多、**阿難**：Udāna 001-005 (p.003)

舎利弗、目次連、大迦葉、**大迦旃延**、劫賓那、摩訶拘差羅、摩訶朱那、阿那律、離越、**阿難**、難陀、那提：『四分律』「単提021」(大正22 p.647中)

舎利弗、大目犍連、**大迦旃延**、摩訶俱稀羅、マハーコッティタ、マハーカッピナ、マハーチュンダ、阿那律、レーヴァタ、ウパーリ、**阿難**、ラーフラ：Vinaya Pācittiya 029 (vol.IV p.066)

舎利弗、目連、摩訶迦葉、**摩訶迦旃延**、マハーコッティタ、マハーカッピナ、マハーチュンダ、阿那律、レーヴァタ、ウパーリ、**阿難**、ラーフラ：Vinaya 「コーサンピー健度」(vol.I p.353)

舍利弗、目連、**摩訶迦旃延**、マハーコッティタ、マハーカッピナ、マハーチュンダ、阿那律、レーヴァタ、ウパーリ、**阿難**、ラーフラ：Vinaya 「羯磨韃度」 (vol. II p.015)

以上のように摩訶迦旃延は例外なく阿難よりも前にあげられている。また摩訶迦旃延と舍利弗・目連・摩訶迦葉との関係をいえば、これも例外なく摩訶迦旃延は舍利弗・目連・摩訶迦葉よりも後に置かれる。また舍利弗・目連・摩訶迦葉の位置関係をいえば、三者が挙げられる場合は大部分はこの順序である。このようにこれらが法臘順に並べられているとすれば、その出家具足戒を受けた順序は舍利弗・目連・摩訶迦葉・摩訶迦旃延・阿難ということになる。

- (1) 「モノグラフ」第14号(2009年5月)に掲載した【論文19】「コーサンビーの仏教」を参照されたい。
- (2) 大正03 p.918上
- (3) 【論文11】「提婆達多 (Devadatta) の研究」(「モノグラフ」第11号 2006年10月) p.18以下参照。

## [2] 持律第五具足戒の制定年

以上摩訶迦旃延の生涯と「持律第五」の制定年の年代推定を行うに際して役に立ちそうな資料を紹介しながらその事績を整理した。今これらを振り返りながら、具体的な年代を考察してみたい。

[2-1] かなり遅い成立のものと思われるA文献とそれにいくつかのB文献は、摩訶迦旃延の出身地はアヴァンティ国のウッジェーニーであったとしている。おそらくこれに確たる史的証拠があるわけではないであろうが、摩訶迦旃延がアヴァンティと特に密接な関係があり、またその関係からマドゥラー地方にも布教したということを勘案すると、この伝承を信認してよいであろう。また後に摩訶迦旃延は「広説第一」と崇められるようになるが、このような広説の才能を発揮するためには豊かな学識がなければならなかったであろうから、アヴァンティ国のプローヒタの家系に生まれた婆羅門であったとする伝承も首肯できる。

[2-2] その出家については、釈尊の誕生の際に相を占ったアシタ仙との関連をいう伝承があるけれども、それは信ずるに足らないことはすでに述べた。したがってその出家を考える際には南方伝承を採用すべきであって、これによればアヴァンティ国のパッジョータ王が、ブッダが世に出現したという噂を聞いてカッチャーナを会いに行かせ、これを縁として彼は善来比丘具足戒を受けたとする。パッジョータ王が派遣したかどうかはともかくとして、デカン高原の西北部に位置するアヴァンティ国に釈尊の噂が流れてきて、カッチャーナがその教えを受けに舍衛城まで行ったということは大いにありうることといわなければならないであろう。したがってその年代は舍衛城に祇園精舎が建設された釈尊48歳＝仏成道14年の前半期(第14回目の雨安居前)以降ということになる。

しかしこれは、阿難が侍者になった釈尊 54 歳＝成道 22 年よりは前のことであつたであろう。摩訶迦旃延と阿難の関係は、摩訶迦旃延のほうが阿難よりも先輩であると考えられるからである。しかしこれには若干の問題がある。「阿難伝試稿」<sup>(1)</sup> に書いたように、阿難がアヌピヤーで出家したのは、釈尊教団の秘書長に任命されるよりも前のことであつて、釈尊 47 歳＝第 13 回目の雨安居後（成道 13 年の前半期）のことと考えている。したがってもし摩訶迦旃延が釈尊 48 歳＝第 14 回目の雨安居前（成道 14 年の前半期）以降に具足戒を受けたとするなら、むしろ阿難のほうが摩訶迦旃延よりも法臘は上ということになるからである。しかし阿難の和尚は釈尊ではなく具寿ベラッタシーサ (Belatṭhasīsa) とされるから、そのときにアヌピヤーで具足戒を受けたわけではなさそうである。もしその時に具足戒を受けたなら、摩訶迦旃延のように「善来比丘戒」で釈尊自身が和尚となっているはずだからである。そうすると阿難のこの時の出家は、ラーフラがそうであつたように沙弥としての出家であつたのかもしれない。このように考えれば摩訶迦旃延の出家具足戒が釈尊 48 歳以降であつたとしても、阿難よりも法臘が上であるのは矛盾しない。あるいは摩訶迦旃延と阿難の法臘上の関係については、それほど確たる証拠があるわけではないから、それほど神経質になる必要はないかもしれない。

しかし摩訶迦旃延がデカン高原やマドゥラーなど辺境への布教のパイオニアであつたというキャリアから考えても、また釈尊教団内での位置をも考えると、その出家具足戒をそれほど遅くにもっていくこともできないであろう。したがってひとまず**摩訶迦旃延が出家具足戒を得たのは、祇園精舎が寄進された翌年の釈尊 49 歳＝成道 15 年の後半期（第 15 回目の雨安居後）のことであつた**としておく。「年表」ではこの年の雨安居を釈尊はコーサラ国のイッチャーナンガラで過ごされたとしてあるが、その後舎衛城に帰られてそこで出家を許されたことになる。

それではこの時の摩訶迦旃延は何歳くらいであつたのであろうか。前章で考察したように、この時にはまだ具足戒の年齢は制定されていなかったが、パッジョータ王から釈尊を連れて帰るような使命を与えられていたとするなら、それほど若くはなかったかもしれない。しかし摩訶迦旃延は釈尊入滅後も活躍しているのであるから、釈尊よりも年齢が若かつたことはいうまでもない。しかし釈尊は当時としては長命の 80 歳で入滅されたのであるから、釈尊入滅後も活躍したとしても、もちろん老境には達していたであろう。このようなことを勘案して、摩訶迦旃延は釈尊とは 24、5 歳の違いがあつたと想像しておく。このように考えて摩訶迦旃延の出家具足戒の年齢は 25 歳としておく。そうすると釈尊が入滅された時、摩訶迦旃延は 56 歳になっていたことになる。

ちなみにパッジョータ王は、マガダのピンビサーラ王やコーサラの波斯匿王と同時代の人であつて、【論文 19】「コーサンビーの仏教」（「モノグラフ」第 14 号 2009 年 5 月）に書いたごとくコーサンビーのウデーナ王とも関係が深い。したがって摩訶迦旃延の事績にパッジョータ王が登場するのは当然といふことができる。

(1) 『森ゼミ紀要 原始仏教研究』第 13 号（東洋大学文学部インド哲学科森ゼミ 2005 年 4 月）に掲載したものであるが、本研究ホームページの「現地調査報告など」の【文書 04】に転載している。

[2-3] すべての伝承が等しく語るように、摩訶迦旃延は直接釈尊から「善來比丘具足戒」を受けて比丘となった。したがって「釈尊を和尚とするサンガ」の一員として、釈尊と日常生活を共にしながら親しく教えを受けたことになる。おそらくこの間の修行によって釈尊の略説された教えを広説する第一と謳われる知識を得、才能を開花させたのであろう。普通は和尚の共住弟子となった者は10年で一人前の比丘となるとされるが、優秀なものなら5年で卒業させてもよいということになっている。これが制定されたのは第【5】章の「十衆白四羯磨具足戒法の制定とサンガの形成」の[6]において、成道28回目の釈尊62歳の雨安居を過ごされた後（成道第28年の後半期）のこととしておいた。そうすると摩訶迦旃延がこの規定によって内住弟子を5年間で切り上げたということはあるにないことになる。もとより摩訶迦旃延は優秀であったであろうが、広説第一と称されるためには、むしろ積極的に10年の間ひたすら釈尊の教えを学習したと考えるほうがよいであろう。

したがって**摩訶迦旃延が一人前の比丘として独立したのは律蔵の正規の規定どおりの具足戒を受けた10年後、すなわち法臘10歳の時としておこう。摩訶迦旃延は釈尊49歳＝成道15年の雨安居の後に出家・具足戒を得たから、法臘10歳になったのは**釈尊59歳＝成道25年の雨安居明け**ということになる。**

なお[1-7]に紹介した『別訳雜阿含』151には、まだ法眼淨を得たばかりの摩訶迦旃延が登場するが、もしこの資料が史実を語っているとすれば、この経はこの10年間の前半に属するのであろう。そしてこの後半には阿羅漢果を証得していたのであろう。次項に考察するように、この10年間を終わるとすぐに彼はアヴァンティに帰って、ソーナ・クティカナを教化したと考えられるからである。

[2-4] 摩訶迦旃延が故郷のアヴァンティ国に帰った因縁にも2通りが伝えられる。1つは南方伝承で、そもそもカッチャーナはパッジョータ王から釈尊をお連れせよとの命を受けて舍衛城に来たのであるから、カッチャーナは釈尊にアヴァンティ国までおいでいただきたいと申し出た。しかし釈尊はひとまずお前一人で帰りなさいと言われたとされている。この文脈でいえば、カッチャーナは具足戒を受けてすぐに帰国したように見えるが、しかし前述したように具足戒を受けた新参の比丘は和尚の下で原則として10年間は修行をしなければならないという規定があるのであるから、この規定を下敷きにして考えるべきであろう。もっともソーナ・クティカナのように、和尚の許可を得れば一定期間和尚の元を離れることもできるが、摩訶迦旃延はこのようなケースではなかったであろう。アヴァンティにおいて教化し、弟子も取っているからである。このように考えると、パッジョータ王はカッチャーナが出家することを予想していなかったが、カッチャーナが勝手に出家し、具足戒を受けてしまったということになる。

またもう1つは北伝伝承であって、アヴァンティ国で疫病が蔓延したので釈尊が摩訶迦旃延を派遣したとするものである。この段階でこのいずれを採用するか結論を下す必要はないかもしれないが、これも今まで採用してきた南方伝承を採用しておこう。

しからばカッチャーナが**アヴァンティ国に帰国したのはいつのことであったか**ということが問題となるが、それは摩訶迦旃延が一人前の比丘となった**釈尊60歳＝成道27年の前**

半期（成道第27回目の雨安居前）としてよいのではなかろうか。一人前の長老比丘として独立してほぼ1年くらいが経過した頃である。摩訶迦旃延は釈尊をお連れして帰れという王命に応えることができなかったが、釈尊の教えをたたき込まれ、豊かな学識をもって故郷に錦を飾ったのである。

[2-5] そしてそこでソーナ・クティカンナと会った。ソーナはすぐに釈尊の教えを理解して、すぐさま出家したいと申し入れた。後に釈尊がソーナの出家が遅かったことをいぶかされたように、ソーナはその時すでに成人に達していたのであろう。あるいは20歳代の半ばに達していたかもしれない。しかしながら摩訶迦旃延はしばらくは在家のまま修行せよと許さなかった。出家させても10人の比丘がそろわず、具足戒を与えられない環境にあったからである。しかしソーナの気持ちは固く再三再四の懇願に負けて取りあえず沙弥としての出家を許されたのはその2年後であった。釈尊62歳＝成道28年の前半期（成道第28回目の雨安居前）のことであった。

[2-6] しかし師匠の摩訶迦旃延が心配したように、正規の十衆白四羯磨具足戒を与えるための10人の比丘がそろわなかった。苦勞してやっとその条件が整ったのはその3年後のことであった。すなわちソーナが具足戒を得たのは釈尊65歳＝成道31年の前半期（第31回目雨安居前）のことであった。

[2-7] ソーナはその年の雨安居を過ぎすと、師の許可を得て舎衛城の釈尊に会うためにウツジェーニーを出発した。釈尊はその年の雨安居は舎衛城において過ごされたのである。出発に際してソーナは師から地方においては少数の人数で具足戒を与えることなど5つの要望を託されていた。祇園精舎に到着すると釈尊はソーナを歓待し、阿難に臥坐処を作るように命じられ、阿難は気を利かせて釈尊の房に臥坐処を作り、その夜は釈尊はソーナとともに過ごされた。そして後夜にソーナは釈尊の命にしたがって釈尊の教えである十六句義経を見事に誦した。ソーナは沙弥の時代3年間を通じて、師である摩訶迦旃延のそばにはべって耳からそれを覚えてしまったのである。そして摩訶迦旃延からの伝言を聞かれた釈尊は地方での持律第五白四羯磨具足戒法などの5つの要望のすべてを聞き届けられた。釈尊65歳＝成道31年の後半期（第31回目の雨安居後）のことであった。

[2-8] その後の摩訶迦旃延の活動は具には判らないが、広説の場所や説法の場所から、その主な活動地は舎衛城はもちろん、釈迦国やコーサンビー、バーラーナシーなど、主に仏教中国の西半分であったであろう。そしてマドゥラーやヴァラナーなどその西端に教化の足を伸ばしたのは釈尊入滅後のことであった。この地域はアヴァンティの王室との関係があったのである。

ところでそれは釈尊入滅後第何年のことであったのであろうか。釈尊が入滅された釈尊80歳＝成道第46年の雨安居には王舎城で第1結集が開かれ、おそらく摩訶迦旃延もそれに参加したであろう。そしてその時釈尊の遺言によってチャンナへの梵壇を行うことも決定さ

れ、阿難がチャンナが住していたコーサンビーに派遣された。いうまでもなくそれは雨安居後のことである。

ところで [1-8] において紹介したように、釈尊の滅後に、バーラーナシーに住んでいたチャンナが今度は阿難が住していたコーサンビーを訪ねて質問したという経典がある。コーサンビーにおいて梵壇を受けたチャンナはすっかり改心して、その後バーラーナシーに移住していたのであろう。反対に阿難はこの梵壇から引き続いてコーサンビーに滞在していたのではなかろうか。【論文 18】「コーサンビーの仏教」に書いたように、阿難はコーサンビーとは特別親密な関係をもっていたから、釈尊入滅後の阿難はコーサンビーを本拠としたということは十分に考えられる。

そしてこのとき、以前に釈尊が摩訶迦旃延に説かれた教えを紹介したとされている。したがっておそらくその時には摩訶迦旃延はコーサンビーはもとよりバーラーナシーにもいなかったのであろう。もちろんはっきりした年代は判らないが、この年代は最短で第 1 結集が行われた翌年の**釈尊入滅第 2 年**ということになろう。とりあえずは、**摩訶迦旃延がマドゥラー地方を教化したのもこの年であった**と考えておいたらいかがであろうか。このときはまだ釈尊の入滅がそれほど広く知られていなかったということが先に紹介した経典から推測されるから、これは入滅からそれほど時間は経過していないと考えられるからである。

以上を基に略年表を作ると次のようになる。摩訶迦旃延の年齢も満年齢とするが、満年齢の場合は誕生日が何月何日であるかが問題となる。しかしそこまでは判らないので、ここでは釈尊の誕生日（出胎）と同じであったと仮定しておく。

釈尊		迦旃延 年齢	迦旃延、ソーナの事績
年齢	成道		
24	-10	0	アヴァンティ国にカッチャーナを姓とするパッジョータ王のプローヒタ（バラモン）の家系に生まれる。
49	15	25	（雨安居後）パッジョータ王の命により釈尊を迎えに行くが、釈尊のもとで善来具足戒を受ける。
			10 年を釈尊の内住弟子として過ごし、釈尊の教えを学ぶとともに、釈尊とともに釈迦国、舎衛城などを遊行する。
59	25	35	（雨安居後）内住弟子の期間 10 年を過ごし、長老となって独立する。
60	26	36	（雨安居前）アヴァンティに帰り、ソーナ・クティカンナを教化し、優婆塞の侍者とする。
62	28	38	（雨安居前）ソーナを沙弥として出家させる。
65	31	41	（雨安居前）ソーナに具足戒を与える。
			（雨安居後）ソーナは釈尊に会うため舎衛城に行き、迦旃延から命じられた五事を釈尊に伝え、持律第五具足戒その他を許される。
80	46	56	釈尊が満 80 歳の誕生日の日（雨安居前）に入滅される。
	入滅 2	57	マドゥラー地方を教化する。